

4月1日から

自転車を利用する皆さんへ大切なお知らせ



# 自転車の違反に「青切符」が適用されます。

信号無視や、一時不停止、ながらスマホ、右側通行等の悪質・危険な違反に対して、交通反則通告制度<sup>※</sup>(青切符)が適用されます。  
※違反者が反則金を納めれば刑事罰が科されない制度



## 信号無視



## 一時不停止



## ながらスマホ

- 対象となる年齢は**16歳以上**
- 対象となる違反行為は**100種類以上**
- 反則金額は原付バイクと同一



### ヘルメットを着用しましょう。

自転車事故の死亡原因の約6割が頭部損傷です。  
万が一の時に備えてヘルメットを着用しましょう。

SafetyBicycle推進校 金光藤蔭高等学校の  
生徒さんが作成した啓発動画もご覧ください。



### 主な違反行為と罰則金額

信号無視	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
携帯電話使用等(保持)	12,000円
公安委員会遵守事項違反 (傘差し、イヤホン等)	5,000円
軽車両乗車積載制限違反(二人乗り)	3,000円
通行区分違反(歩道通行)	6,000円

## 「自転車安全利用五則」を守りましょう!

(令和4年11月1日改定)

警察庁作成の  
「自転車ルールブック」も  
ご確認ください



車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



交差点では信号と一時停止  
を守って、安全確認



夜間はライトを点灯



飲酒運転は禁止



ヘルメットを着用

## 歩道通行ルールを再確認しましょう！

自転車は原則、車道を通行しなければなりませんが、  
次にあげる場合には、歩道をゆっくり通行することができます。

- 「普通自転車歩道通行可」の標識(右図)がある場合
- 自転車の運転者が13歳未満のこども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な人である場合
- 道路工事をしていたり、車の交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合



普通自転車歩道通行可



生野区歩道  
通行ルール

啓発動画はこち



歩道を通行する際には、生野区歩道通行ルールを意識しましょう。

**“自転車は車道側、歩く人は建物側”**

問合せ 地域まちづくり課 4階44番 ☎06-6715-9012 FAX 06-6717-1163